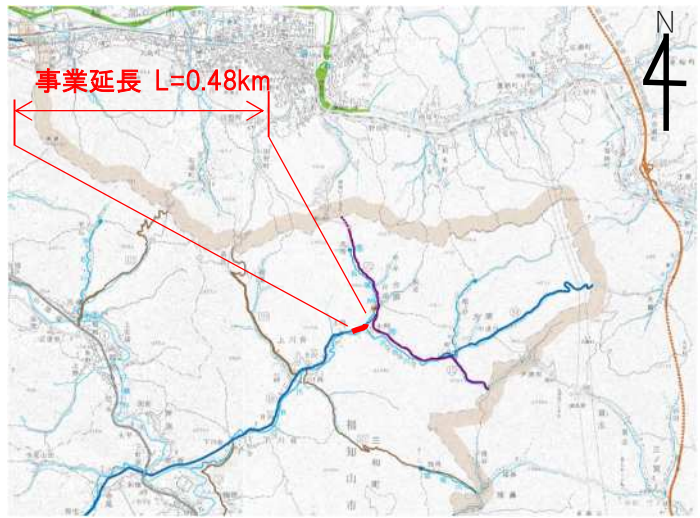


## 道路事業再評価調書

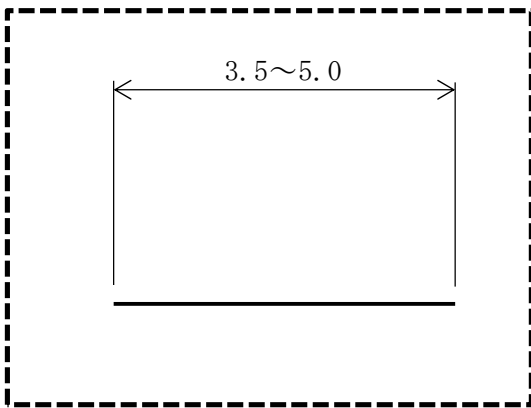
路線・河川等名	主要地方道 <small>いちじまわち</small> 市島和知線	事業名	防災・安全 交付金事業	補助・単独の別	補助
事業主体	京都府	事業箇所(区間)	<small>ふくちやましみわちようだいと</small> 福知山市三和町台頭地内		
事業概要	路線・河川等概要	主要地方道市島和知線は、兵庫県丹波市市島町から京都府船井郡京丹波町和知に至る道路で、府県間の交流・連携と沿線地域の生活や経済活動を担う重要な路線である。			
	事業目的	当該区間は、線形が不良で歩道がなく、幅員も狭いため歩行者の安全確保の必要がある。 このため、現道拡幅及び線形改良により車両の安全性・走行性を向上させるとともに、歩道整備により歩行者の安全を確保するものである。			
	上位計画等	○京都府総合計画 中丹地域振興計画			
	整備内容	○現況交通量：1,768台/日 (R3 センサス) ○整備延長：L=0.48km ○計画幅員：W= 10.0m 2車線 歩道付き (片側 2.5m) ○全体事業費：約 9.5 億円			
事業の進捗状況及び今後の見込み	○事業着手：平成28年 ○令和7年度末までの進捗率：80% (金額ベース) ○令和7年度末までの用地取得率：100% (面積ベース) ----- 用地買収が完了し、工事も全線にわたって進んでいることから、事業進捗における問題はない。				
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等の変化 当該箇所は、国道9号から国道173号の間で唯一の未改良区間であり、工業団地から京丹波みずほICへの通過交通量が多く、事業の必要性は変わっていない。				
事業の有効性	事業の投資効果及びその要因の変化 ○道路の線形改良により、車両の円滑な通行が可能となり、車両の安全な通行環境が確保できる。 ○歩道を新設することで歩行者等の安全性が向上し、安心・安全で円滑に移動できる歩行空間を確保する。 以上から、本事業の有効性は変わっていない。				
コスト削減等	コスト削減代替案立案等の可能性 ○本工事の建設発生土は公共工事間で流用し、他工事を含めた総事業費のコスト削減を図る。 ○二次製品の使用の促進により、コスト削減を図る。				
環境	良好な環境形成・保全 ○現道拡幅による線形改良により、車両の交通環境が改善する。				
総合評価	前回評価以降も、本事業の必要性は高いままであり、有効性も確保できることから、引き続き、事業を継続する必要がある。				



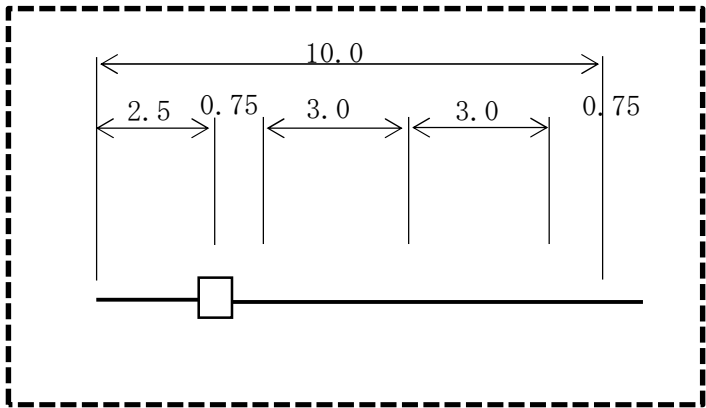
【広域位置図】



【位置図】



【現況横断面図】



【計画横断面図】



【現況写真】

『環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	令和8年3月31日	
		作成部署	建設交通部 道路建設課	
事業名	主要地方道 市島和知線 防災・安全交付金事業	地区名	福知山市三和町台頭地内	
概算事業費	約9.5億円	事業期間	平成28年度～	
事業概要	本事業箇所は、唯一の未改良区間をなっており、線形改良、幅員拡幅を実施することにより、車両の安全性・走行性を向上させるものである。			
目指すべき環境像	線形改良により、車両の交通環境が改善する。			
関連する公共事業	なし			
評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否		
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO <sub>2</sub> 排出量等)	○	線形不良区間が存在し、車両の速度低下が発生することから、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する必要がある。	4
	地形・地質	○		3
	物質循環(土砂移動)		緑豊かな自然環境を維持・保全する必要がある。	
	野生生物・絶滅危惧種			地形改変を最小限に抑える工法の採用により自然環境の保全に努める。
	生態系	○		3
	その他		野生生物の生育環境の保全を考慮した工事を実施する必要がある。	工事中は濁水などが周辺に流出しないように実施する。
生活環境	ユニバーサルデザイン		事業の実施により発生する建設発生土の抑制と資源の再利用に努める必要がある。	
	水環境・水循環			建設発生土は近傍地で有効利用し、コンクリート殻等を再資源化施設へ搬出するとともに、再生資源の利用を図る。
	大気環境			
	土壌・地盤環境			
	騒音・振動			
	廃棄物・リサイクル	○		3
	化学物質・粉じん等			
	電磁波・電波・日照			
その他				
地域個性・文化環境	景観	○	周辺は、自然豊かな景観を有しており、その保全が必要である。	3
	里山の保全			
	地域の文化資産			
	伝統的行祭事			
	地域住民との協働			
その他				
外部評価				

(別紙)

## 構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善：5、やや改善：4、現状維持：3、やや悪化：2、悪化：1)

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
主要な評価の視点		
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO <sub>2</sub> 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
生活環境	ユニバーサルデザイン	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。
	水環境・水循環	・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	大気環境	・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	土壌・地盤環境	・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
	騒音・振動	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
	廃棄物・リサイクル	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
	化学物質・粉じん	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
	電磁波・電波環境・日照 その他	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行事	・地域の伝統的な行事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。